

広告入り窓口用封筒受贈実施要領

- 1 広告入り窓口用封筒は、那覇市役所本庁ハイサイ市民課・3支所、市民税課及び資産税課の窓口において使用する。
- 2 この封筒は、民間広告会社と那覇市が協定書を締結し、それに基づいて寄贈されるものである。
- 3 広告主及び広告の掲出物の内容については、市役所の公共性、品位、イメージ並びに庁舎内の美観及び庁舎利用者への影響に配慮されたものでなければならない。
 - 2 広告の審査基準は、那覇市有料広告掲載に関する要綱第2条及び那覇市有料広告掲載取扱基準第3条の掲載基準に準じるものとする。
- 4 広告主及び広告の掲出物の内容を審査するため、那覇市広告入り窓口用封筒広告審査委員会（以下「広告審査委員会」という。）を設置するものとする。
 - 2 広告審査委員会の構成員は、会長に市民文化部副部長、副会長に市民文化部参事兼ハイサイ市民課長とし、委員をハイサイ市民課戸籍事務担当副参事、住民記録・証明事務担当副参事、企画財務部市民税課長をもって構成する。
- 5 協定書の内容については、下記に掲げる規制基準を設けて実施する。
- 6 広告の対象としては、那覇市内企業を優先するものとする。
- 7 寄贈者については、那覇市が指定した者とする。
- 8 広告入り窓口用封筒の納品については、協定書締結の日から60日以内に開始し、補充については、定期的な在庫確認の上、随時追加補充していくものとする。
- 9 広告入り窓口用封筒の品質規格については、次のとおりとする。
 - (1) A4対応型（縦30.0cm 横22.4cm 2色使用）
 - (2) A5対応型（縦23.5cm 横16.0cm 2色使用）

記

【広告の規制基準】

次に掲げるものは、広告の対象として取り扱わない。

- (1) 法令の規定に違反する広告又はそのおそれのあるもの
- (2) 那覇市の信用若しくは品位を害し、又は窓口業務の遂行に支障を及ぼすおそれのある広告
- (3) 政治又は宗教等に関するもの
- (4) 風俗営業若しくは風俗関連営業に関する広告又はこれらの従業員等の募集に関する広告
- (5) 求縁又は男女の交際、通信等に関する広告
- (6) 詐欺的取引その他正当な取引とは認められない取引に関する広告
- (7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められる広告
- (8) 個人の氏名を宣伝する広告

(9) 善良な風俗又は正常な商習慣を害する表現のある次に掲げるような広告

ア 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享樂的な面を強調する広告

イ 風紀上好ましくないとされる広告

ウ 暴力、脅迫その他の犯罪行為を誘発するおそれのある広告

エ 自己の優位性を強調するために他を中傷し又は引き合いに出す広告

オ 虚偽、誇大又は紛らわしい等利用者に誤解を与え、不利益をもたらすおそれのある広告

カ 他人の名誉を傷つけ、又は他人に不快な印象を与えるおそれのある広告

(10) 人権侵害につながるおそれがあるもの

(11) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの

(12) その他那覇市が掲載広告として適当でないと認める次に掲げるような広告

ア 消費性指向の強い消費者金融（サラ金）及び投機的商品等の広告

イ 債権回収・示談引き受けをうたったもの（ただし、弁護士等の資格を有する者が行うものを除く）

ウ 広告入り窓口用封筒を受ける市民が不快を感じずる広告

エ 以上に掲げるもののほか、社会通念上、公共団体が市民に対し同義的に広く推奨すべきでないと思慮される広告

付則

この要領は、平成 21 年 12 月 7 日から施行する。

付則

この要領は、平成 23 年 11 月 25 日から施行する。

付則

この要領は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。

付則

この要領は、平成 26 年 1 月 31 日から施行する。

付則

この要領は、平成 30 年 2 月 21 日から施行する。

付則

この要領は 令和 8 年 9 月 1 日から施行する。